［Ⅱ～Ⅶ　略］

第75　行政サービス実施コスト計算書の様式

［1　略］

2　公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書

（平成○○年４月１日～平成○○年３月31日）

Ⅰ　業務費用		
［(1)　損益計算書上の費用　略］		
(2)　（控除）自己収入等		
授業料収益	－×××	
入学金収益	－×××	
検定料収益	－×××	
附属病院収益	－×××	
受託研究収益	－×××	
共同研究収益	－×××	
受託事業等収益	－×××	
寄附金収益	－×××	
・・・	－×××	－×××
業務費用合計		×××

［Ⅱ～Ⅸ　略］

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

［(1)～(20)　略］

(21)　科学研究費補助金等の明細

(22)　預り手数料の明細（申請等関係事務処理法人に限る。）

(23)　預り手当財源等の明細（申請等関係事務処理法人に限る。）

(24)　上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第79　運営費交付金の会計処理

［1　略］

2　運営費交付金債務は中期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。

「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とし、「注37　セグメント情報の開示について」で示した中期目標等における一定の事業等のまとまりを細分化して設定される。

［Ⅱ～Ⅶ　同左］

第75　行政サービス実施コスト計算書の様式

［1　同左］

2　公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式は、1にかかわらず、次のとおりとする。

行政サービス実施コスト計算書

（平成○○年４月１日～平成○○年３月31日）

Ⅰ　業務費用		
［(1)　損益計算書上の費用　同左］		
(2)　（控除）自己収入等		
授業料収益	－×××	
入学金収益	－×××	
検定料収益	－×××	
附属病院収益	－×××	
受託研究等収益	－×××	
受託事業等収益	－×××	
寄附金収益	－×××	
・・・	－×××	－×××
業務費用合計		×××

［Ⅱ～Ⅸ　同左］

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。(注49)

［(1)～(20)　同左］

(21)　科学研究費補助金等の明細（公立大学法人に限る。）

［新設］

［新設］

(22)　上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

第79　運営費交付金の会計処理

［1　同左］

2　運営費交付金債務は中期目標の期間中は業務の進行に応じて収益化を行うものとする。なお、公立大学法人については、運営費交付金債務及び授業料債務は、中期目標の期間中は原則として業務の進行が期間の進行に対応するものとして収益化を行うものとするが、他の方法により収益化することがより適当であると認められる場合には、当該方法により収益化することができる。